

# 第 1 節 総 則

## 第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 4 2 条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 5 6 号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

## 第 2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法(昭和 3 0 年法律第 1 8 6 号)第 3 条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号。)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第 2 条第 1 号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第 10 条第 1 項に規定する政令第 4 条第 4 項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第 2 条第 2 号に規定する事態をいう。
- 7 「避難行動要支援者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

## 第 3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、岡谷市防災会議が作成する「岡谷市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、この計画(原子力災害対策編)に定めのない事項については、「岡谷市地域防災計画(風水害対策編、震災対策編)」による。

## 第 4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

## 第 5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域(原子力事業所から概ね半径 5km 圏内)」及び「緊急防護措置を準備する区域(原子力事業所からおおむね半径 30km 圏内)」にも市の地域は含まれないと考えるが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範

囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、またそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- 1 国内の原子力施設の事故による災害
- 2 周辺国の原子力施設の事故による災害
- 3 核燃料物質等輸送中の事故による災害
- 4 その他の事象等

## 第6 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第7 実施責任(実施責任と処理すべき事務又は業務)

### 1 市

市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

### 3 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

## 第8 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (3) 環境放射線モニタリング等に関すること。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (5) 健康被害の防止に関すること。
- (6) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (7) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (8) 諏訪広域消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。
- (9) 汚染物質の除去等に関すること。
- (10) その他、原子力防災に関すること。

### 2 原子力事業者(中部電力(株)電力ネットワークカンパニー、東京電力ホールディングス(株)等)

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

## 第2節 災害に対する備え

### 第1 基本方針

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、複合災害が発生した場合においては、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的リスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

#### 1 平常時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。

#### 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所及び指定避難所とするよう努める。

#### 3 健康被害の防止

- (1) 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。
- (2) 国、県等から市の災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。

#### 4 知識の普及と啓発

住民・事業所等への普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。
- (4) 原子力災害時に市・県等が行う対策(対応)に関すること。
- (5) 原子力災害時の避難形態(屋内退避、避難)に関すること。
- (6) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

#### 5 原子力防災に関する訓練の実施

市は、防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

- (1) 緊急時モニタリング訓練
- (2) 緊急被ばく医療訓練
- (3) その他、必要な訓練

## 第3節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

### 第2 情報の収集・連絡活動

#### 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 隣接県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ）、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響について判断する。
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言（原災法）に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、住民の屋内退避・避難等の応急対応について必要な調整を行う。
- (4) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 市は、必要に応じ情報連絡のため各避難所等との通信手段を確保する。

#### 2 情報の伝達

##### (1) 迅速・的確な情報の伝達

市は、原子力事業所の事故等により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。

##### (2) 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。

##### (3) 情報提供の継続

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。

##### (4) 情報提供の留意事項

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。

イ 避難行動要支援者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。

##### (5) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。

##### (6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、

原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。

### 第3 活動体制

#### 1 市の活動体制

##### (1) 警戒対策本部の設置

###### ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

###### イ 組織

岡谷市災害対策本部条例（平成15年岡谷市条例第11号）に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

##### 警戒対策本部の組織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき、又は市長が必要と認めたとき。	【4】	・ 全職員	警戒対策本部 ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長 ・ 対策本部事務局 ・ 本部連絡員

###### ウ 所管事務

岡谷市地域防災計画 第2章 第3節 第3活動の内容 1 職員の活動体制(1)の組織及び事務分掌による。

###### エ 警戒対策本部の解散

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなると認めたとき。

##### (2) 災害対策本部の設置

###### ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

###### イ 組織

岡谷市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

災害対策本部の組織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、又は市長が必要と認めたとき。	【4】	・全職員	災害対策本部 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員

ウ 所管事務

警戒対策本部に準ずる。

エ 災害対策本部の解散

概ね次の基準による。

(ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 第4 モニタリング等

原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

### 1 緊急時のモニタリング

(1) 市は、原子力事業所の事故等が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング(第1段階)を実施するとともに、県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要な応じ連絡する。

(2) 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊 急 時 モ ニ タ リ ン グ	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所の事故等の直後から開始</li> <li>迅速性を重視</li> </ul>	適宜
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施</li> <li>正確性を重視</li> </ul>	避難所等

(3) 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

### 2 放射性物質濃度の測定

(1) 市は、県が実施した放射性物質濃度の測定(水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等)の結果を、住民に速やかに公表する。

(2) 市は、県が実施する放射性物質濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第5 健康被害防止対策

市は、県と相互に連携しながら必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

## 第6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 防災行政無線、防災ラジオ、広報車などによる広報

イ 消防団の消防車等による広報活動

ウ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡

エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

オ インターネット、ホームページを活用した情報提供

カ 岡谷市緊急メールサービス及び電話会社等の緊急情報メール配信システムを使用する等の広報

(2) 市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行

- う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針(最終改定日 令和5年11月1日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値* <sup>1</sup>	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率* <sup>2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* <sup>3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* <sup>4</sup> させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- \*<sup>1</sup> 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- \*<sup>2</sup> 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- \*<sup>3</sup> 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- \*<sup>4</sup> 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## 2 市域外避難

市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びそ

の他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルート調整を要請する。

**3 避難所の開設・運営**

岡谷市地域防災計画 第2章、第12節、第3、4項に準ずる。

**第7 緊急輸送活動**

岡谷市地域防災計画 第2章 第10節に準ずるほか、次による。

- 1 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。
- 2 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- 3 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。

**第8 飲料水・飲食物の摂取制限等**

**1 飲料水、飲食物の摂取制限**

市及び水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

**2 農林畜水産物の採取及び出荷制限**

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

**3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準**

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く) 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上

(「原子力災害対策指針」(令和5年11月1日)より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省令及び告示より)

**第9 県外からの避難者の受入れ活動**

**1 緊急的な一時受入れ**

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。
- (2) 受入れに当たっては、放射線の影響を受けやすい者及びその保護者を優先する。

**2 短期的な避難者の受入れ**

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内のホテル・旅館等を市が借り上

げて、避難所とする。

### 3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。

### 4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。
- (2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。
- (3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。

## 第4節 災害からの復旧・復興

### 第1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

#### 2 各種制限措置の解除

市は、県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

#### 3 緊急時モニタリング(第2段階)の実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリング(第2段階)を行い、その結果を速やかに住民に公表する。

#### 4 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。

#### 5 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じる。

#### 6 正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。

